

東豊田ポンプ場 脱臭設備腐植質土壤系脱臭剤交換

仕 様 書

公益財団法人神奈川県下水道公社

第1章 総括事項

第1節 一般事項

第2節 業務

第3節 その他の事項

第2章 設計・施工要項

第1節 腐植質土壌系脱臭剤等の規格

第2節 交換作業内容

第3節 報告書

第4節 その他必要関連事項

提出書類一覧表

第1章 総括事項

第1節 一般事項

1 適用

本仕様書は、東豊田ポンプ場の脱臭設備腐植質土壌系脱臭剤交換業務に適用します。

本業務は、この仕様書及び図面等（以下「関係図書」という）に基づき、業務目的、業務内容等を熟知した後、監督員の指示に従い誠実に履行してください。

2 業務概要

(1) 一般事項

本業務における施工概要は次のとおりとしますが、設計書、仕様書、図面、その他関連規格等に基づき、入念に施工するとともに、設計書、仕様書に明記していないものであっても、軽易なもので業務完成に必要なものは受注者の責任において施工してください。

(2) 概要

東豊田ポンプ場に設置されている脱臭設備の腐植質土壌系脱臭剤等を交換し、当該設備の機能保持を図るものであります。

また、場内で行う作業は、原則として8時30分から17時15分までとし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く日とします。

3 業務場所

(1) 東豊田ポンプ場 神奈川県平塚市豊田打間木683番1号

4 業務期間

本業務の業務期間は、契約締結日より令和7年3月11日までとします。

5 工程

業務の細目及び取り合い等については、監督員と十分協議を行い、綿密な工程及び施工計画を策定するとともに、工程に変更が生じたときは監督員の承認を得てください。また、詳細工程表を作成してください。

6 法令の遵守

受注者は業務の施工にあたって、関係法令、基準規格等を守って業務の円滑な進捗を図ってください。

7 打ち合せ

本業務における指示、承諾及び協議等伝達事項は、原則として書面（業務打合せ簿）により行います。

8 機器停止作業

(1) 現場において既設の設備や機器の停止を伴う作業の着手は、監督員立ち会いのもとに関連設備及び機器等の操作が完了したことを確認してから行ってください。

(2) 現場における設備及び機器の停止期間は、極力短縮するように努めてください。

9 現場管理

- (1) 受注者は、業務の施工にあたり、安全及び公害防止に関する諸法規、規定を厳守し、人身及び施設の事故防止、公害の防除、公衆の安全に万全を期してください。
- (2) 作業責任者は、現場作業着手前に監督員と十分な打ち合せを行い、その趣旨を作業員に徹底させてください。
- (3) 作業責任者は、現場に常駐し、施工管理、作業員の指導監督及び関係各所との連絡を密にし、業務の進捗に支障のないように努めてください。
- (4) 他の施設の運転に支障のないように現場作業の区域を明確にし、業務に必要のない箇所には立入らないでください。
- (5) 業務用資材、工具類の保管及び整頓に留意してください。万一、破損、紛失等があつても請負者の責任によるものとします。
- (6) 同一現場内で行なわれる業務については、現場管理についての十分な打合せを行い、業務施工上はもちろんのこと、作業員同士のトラブルを引き起こさないように注意してください。
- (7) 開口部の安全処置、転落防止、胴綱の使用等の安全管理に十分留意し、事故を起こさないように努めてください。
- (8) 作業員名簿及び有資格者名簿は、監督員からの求めに応じて提示できるようするとともに、有資格者には常に免許証を携帯させてください。

10 疑義の処理

業務施工上、疑義を生じたときは、監督員と協議し、業務の進捗に支障のないように努めてください。

11 仮設建築物等

仮設事務所、倉庫等を場内に設置する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受けてください。

12 業務用機器等の無償貸与

受注者は、業務施工上必要な公社設備等を使用する場合には、監督員に申し出てください。

13 周辺の整理

- (1) 受注者は、本業務によって発生した不要材料及び廃棄物等を隨時場外に搬出し、交換場所及びその周辺は常に整理してください。
- (2) 受注者は、業務終了時にはすべての障害物及び仮設物等を除去して、清掃を行ってください。

第2節 業務

1 受注者の義務

- (1) 受注者は、業務完了までの業務目的物及び請負者の管理に属する機器及び交換用材料等の保管防護に関するすべての責任を負うものとします。
- (2) 受注者は、関係図書に示された設備完成後の機能を完全に發揮できるように交換し、特に明記のない事項であっても業務遂行上当然必要なものについては、総て施工もしくは付属させてください。

- (3) 受注者は、入所者に対し教育を行い、教育実施報告書を整理・保管し、監督員または検査員からの求めに応じて提示してください。ただし、事故が発生した場合等には、写しを提出してください。
- (4) 工事の施工にあたっては、監督員及び関係業者間との協調体制をとり、無事故無災害工事、適切な現場管理施工に努めてください。
- (5) 受注者は、業務の実施に影響を及ぼす事故、人命に損傷を生じた事故、または第三者に損傷を与えた事故が発生したときには、応急処置をとるとともに、速やかにその状況を監督員に報告してください。

2 作業責任者

- (1) 受注者は、業務期間中（当該作業実施中）、監督員の承認を得た作業責任者を現場に常駐させ、業務管理及び必要事項の処理にあたらせてください。
- (2) 作業責任者が現場を離れる場合には、あらかじめその代行者を選定し、監督員に届けととともに承認を得てください。
- (3) 作業責任者は、現場作業着手前に監督員と十分な打合せを行い、その趣旨を作業員に徹底させるとともに、特に危険が予測される作業を行なうときは事前に作業員（下受注業者含む）に対し、業務場所及び対象設備の特性、過去の類似作業での事故事例等を含めながら十分に時間をとり、安全教育を実施してください。なお、安全教育を実施した日の業務日報に安全教育内容について詳細を記入してください。
- (4) 作業責任者は、日頃から作業員に対して、大津波警報等に備えた避難場所及び避難経路を周知し、防災意識向上に努めてください。

3 受注者の提出書類ほか

受注者は、「提出書類一覧表」の書類を定められた期日までに遅滞なく提出してください。
なお、様式等については公社ホームページをご参照ください。

URL <https://www.kanagawa-swf.or.jp>

第3節 その他の事項

1 賠 償

- (1) 業務中に公社または第三者の施設等に損害を与えた場合は、受注者の責任において賠償するものとします。
- (2) 業務中における受注者に起因する施工不良等により業務対象設備の停止期間が延長し公社に損害を及ぼした場合は、公社は賠償を求めることができます。

2 補 償

業務完了後、または、使用開始1年以内に業務上の不完全により不具合を生じた場合、あるいは、運転保守上に支障を生じた場合は、無償にて監督員が完全と認める補修を行ってください。

第2章 設計・施工要領

第1節 腐植質土壌系脱臭剤等の規格

1 デオペレット HC-201

| | |
|---------|--|
| 形状 | 円柱状ペレット |
| 粒度 | 4~8 メッシュ(95%以上) |
| 硬度 | 95%以上 |
| 充填密度 | 600~800g/L |
| 吸着量 (※) | 硫化水素 50%以上、メチルメカブタン 20%以上、アンモニア 5%以上 トリメチルアミン 5%以上、硫化メチル 3%以上、二硫化メチル 2%以上 |

※ガス濃度 5ppm 条件時

2 デオペレット HC-301N

| | |
|---------|------------------------------------|
| 形状 | ペレット状 |
| 粒度 | 4~6 メッシュ(94%以上) |
| 硬度 | 95%以上 |
| 充填密度 | 450~650g/L |
| 吸着量 (※) | 硫化メチル濃度 5ppm において平衡吸着量 4 % (g/g)以上 |

※ガス濃度 5ppm 条件時

第2節 交換作業内容

1 各施設共通事項

- (1) 作業開始前に交換場所及びカートリッジ等の搬出入ルートの養生を実施してください。
また、作業終了後は交換場所及び搬出入ルートの清掃を実施してください。
- (2) カートリッジ等の搬出入に当たっては、荷役設備（チェーンブロック、移送用パレット、電動チェーンブロック、カートリッジ用台車等）を使用してください。
- (3) 作業中は、脱臭設備のダンパーを切り換え活性炭吸着塔をバイパスしてください。バイパスできない場合は脱臭設備を停止します。
- (4) カートリッジ又は脱臭剤を取り出した後、吸着塔内の清掃を実施してください。
- (5) 脱臭剤取り出し後のカートリッジの清掃をしてください（底部のゴミ、埃等の除去）。
- (6) 交換作業開始前と終了後に、脱臭設備の圧力損失の測定を実施してください。
- (7) 脱臭剤交換前及び交換後の脱臭剤充填高さを測定してください。
なお、交換後の充填高さは指定した規定の高さを遵守してください。
- (8) 吸着塔内の消耗部品の交換は、受注者の負担で実施してください。
(消耗品の例：パッキン、接着材料等)
- (9) 撤去品・廃材等は受注者の責任において処分してください。
- (10) その他、必要関連事項も含め、監督員と打ち合わせのうえ作業を実施してください。

2 東豊田ポンプ場脱臭設備

(1) 腐植質土壌系脱臭剤数量

| | | |
|----------------------------|------|-----------------------|
| 上段用カートリッジ (デオペレット HC-301N) | 充填容量 | : 1.008m ³ |
| 中段用カートリッジ (デオペレット HC-201) | 充填容量 | : 1.008m ³ |
| 下段用カートリッジ (デオペレット HC-201) | 充填容量 | : 1.008m ³ |

(2) 活性炭充填高さ

| | | |
|-----------|---|------------------|
| 上段用カートリッジ | : | 35.0 cm / カートリッジ |
| 中段用カートリッジ | : | 35.0 cm / カートリッジ |
| 下段用カートリッジ | : | 35.0 cm / カートリッジ |

(3) 交換作業手順

- (ア) 吸着塔内及び予備カートリッジの脱臭剤をフレコンバッグ等に詰め込んでください。
フレコンバッグ等については、受注者が準備してください。
- (イ) 現場で、空のカートリッジに腐植質土壌系脱臭剤を充填してください。
- (ウ) 充填したカートリッジを、吸着塔内に設置してください。
- (エ) フレコンバッグ等に詰め込んだ脱臭剤については、監督員が指定する場所に保管してください。

第3節 報告書

次に掲げる項目を記載及び添付した報告書を作成し、業務完了後、速やかに提出するものとします。

- (1) 業務概要（業務名・業務目的・業務期間・業務場所）
- (2) 業務工程表（実績表）
- (3) 脱臭剤交換数量
- (4) 脱臭設備点検結果（交換前後の吸着塔の圧力損失、充填高さ等）
- (5) 産業廃棄物管理票のコピー
- (6) 添付書類（報告書作成前に提出した以下の書類）
腐植質土壌系脱臭剤出荷証明書、規格表

第4節 その他必要関連事項

その他、この仕様書に定める事項についての解釈及び業務実施にあたり生じた不明点については、監督員と協議のうえ決定することとします。

提出書類一覧表

| 提出書類 | 提出期日 | 提出先 | 提出部数 | 備考 |
|-------------------------|------------|-----|------|--------------|
| 作業責任者設置届 | 契約後速やかに | 総務課 | 1 | |
| 業務工程表※ ¹ | " | " | 1 | |
| 業務計画書※ ² | 現場着手10日前まで | 監督員 | 1 | 付則-1 |
| 業務打合せ簿※ ³ | その都度 | " | 1 | 書式-1 |
| 作業日報 | 作業日毎 | " | 1 | 書式-2 |
| 材料検査（確認）願※ ⁴ | 作業前 | " | 1 | 書式-3 |
| 腐植質土壤系脱臭剤等出荷証明書 | その都度 | " | 1 | |
| 規格表 | その都度 | " | 1 | |
| 報告書 | 業務終了後速やかに | " | 1 | 第2章 第4節 |
| 業務写真帳※ ⁵ | " | " | 1 | 付則-2 付則-2 |
| マニフェスト | " | " | 1 | |
| 業務完了届 | 完了後速やかに | " | 1 | |

※1 業務工程表は、業務を実施する前に監督員と打ち合わせの上、工程別に記載してください。

※2 業務計画書は、「付則-1」業務計画書作成要領によって作成してください。

また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとします。

※3 材料検査（確認）願は、使用する材料等（脱臭剤及びパッキン等）について、使用する前に提出し、監督員の承認を得ることとします。

※4 業務写真帳は、「付則-2」業務写真作成要領及び「付則-3」デジタル工事写真の小黒板情報電子化に関する要領によって作成してください。

「付則－1」

業務計画書作成要領

1 受注者は、業務着手前に業務請負契約書及び設計図書に基づき、業務目的物を完成するため必要な手順や工法等についての業務計画書を監督員に提出してください。

この場合、受注者は、業務計画書に次の事項について記載してください。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとします。ただし、簡易な業務等においては、監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができます。

- (1) 業務概要（業務名、業務場所、業務期間、契約金額等）
- (2) 実施工程表
- (3) 現場組織表
- (4) 安全管理
- (5) 指定機械
- (6) 緊急時の体制及び対応
- (7) 交通管理
- (8) 環境対策（騒音、振動、ごみ対策等）
- (9) 現場作業環境の整備（電気、水道、ガス等必要に応じて）
- (10) その他（産業廃棄物契約書類等）

2 受注者は、業務計画書の内容に変更が生じた場合、その内容が重要な場合には、その都度変更に関連するものについて、変更計画書を提出してください。

3 監督員が特に指示した事項については、受注者は、さらに詳細な業務計画書を提出してください。

「付則－2」

業務写真作成要領

- 1 写真帳はA4サイズを標準とし、工程順または業務起点から終点の順に整理してください。
- 2 写真は、原則としてカラー撮影とし、大きさはサービス版を標準としてください。
- 3 写真の補正等の加工は、原則として認めません。
- 4 デジタルカメラで撮影する場合
 - (1) 文字など内容の判読できる機能、精度を確保できる撮影機材を用いてください。(有効画素数100万画素以上)
 - (2) ネガに替わる電子媒体を提出してください。なお、提出する電子媒体はCD-Rを原則とし、検索が容易なように整理してください。
電子媒体の保存方法は専用ソフトを使わずフォルダ分けによる保存としてください。
 - (3) 写真帳として印刷する場合は、フルカラーで解像度600dpi以上、インク・用紙等は通常の保存条件のもとで3年程度、顕著な劣化が生じないものとしてください。
- 5 写真は、箱尺、巻尺その他を用い目的物の寸法が判断できるようにし、下図のような説明事項を記入した黒板を同時に撮影してください。

| |
|-----------|
| 業 務 名 |
| 受 注 業 者 |
| 撮 影 年 月 日 |
| 撮 影 内 容 |

※デジタル工事写真的小黒板情報電子化（電子黒板）を実施する場合は、「付則－3」による。

- 6 撮影内容は、次のとおりです。
 - (1) 施工前及び施工後の全景
 - (2) 交換材料（材料検査時）
 - (3) 各種作業状況
 - (4) 業務完成後明視できなくなる箇所
 - (5) 安全教育等
 - (6) 現場掲示物
 - (7) 産業廃棄物の処理状況
 - (8) 施設の劣化状況に関する写真（黒板なしで撮影し）
 - (9) その他、監督員が支持する場所

「付則－3」

デジタル工事写真の小黒板情報電子化に関する要領

- 1 デジタル工事写真の小黒板情報電子化（以下「電子黒板」という）の実施に適用します。
- 2 電子黒板とは、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報を電子的に記入するものです。
- 3 受注者が電子黒板の実施を選定する場合、監督員と協議し、承諾を得たうえで実施することとします。
- 4 電子黒板を実施するうえで必要となる機器及びソフトウェア等（以下「使用機器」という）は、受注者が選定、調達してください。
- 5 使用機器は、次に示す要件を満たすものとし、使用前に監督員に提示することとします。
要件1：業務写真作成要領（付則－2）に示す内容の電子的記入ができること
要件2：信憑性確認（改ざん検知機能）を有するもの
※使用機器は、URL「http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html」記載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照してください。
- 6 使用機器の導入に係る費用は、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれるものとします。
- 7 電子黒板を実施した写真の納品時は、URL「http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html」の信憑性チェックツールまたは信憑性チェックツールを搭載したソフトウェアを用いて信憑性の確認を行い、その結果を併せて提出するものとします。

「書式－1」

業務打合せ簿

添付図

葉、その他添付図書

| | | |
|------|-----|---|
| 処理回答 | 発注者 | 上記について <input type="checkbox"/> 指示・ <input type="checkbox"/> 承諾・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 通知・ <input type="checkbox"/> 受理 します。 |
| | | <input type="checkbox"/> その他（ ） 令和 年 月 日 |
| 受注者 | | 上記について <input type="checkbox"/> 了解・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 提出・ <input type="checkbox"/> 報告・ <input type="checkbox"/> 届出 します。 |
| | | <input type="checkbox"/> その他（ ） 令和 年 月 日 |

(注) 打合せの都度、2部作成し、各々保管する。

作業責任者

監督員

「書式-2」

作業日報

受注業者

作業責任者

印

| | | | |
|---------------------------|---------------|----|--|
| 工事名 | | | |
| 年月日 | 令和 年 月 日 (曜日) | 天候 | |
| 主要材料 搬入状況 (本日の使用材料) | | | |
| 作業内容 | | | |
| 月日の予定 | | | |
| 安全管理 | | | |
| 指示事項 | | | |
| その他 | | | |
| | 確認印 | | |

「書式－3」

材料検査（確認）願

年　月　日

監督員：殿

受注業者名：_____

主任技術者又は

作業責任者氏名：印

業務名：_____

標記業務について、下記の材料検査（確認）を請求します。

| 材 料 名 | 品質規格 | 単 位 | 搬 入 数 量 | 確 認 欄 | | | | 備 考 |
|-------|------|-----|---------|-------|------|---------|-----|-----|
| | | | | 確認年月日 | 確認方法 | 合 格 数 量 | 確認印 | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

監督員

作業責任者

總括

脫臭設備腐植質土壤系脫臭劑交換

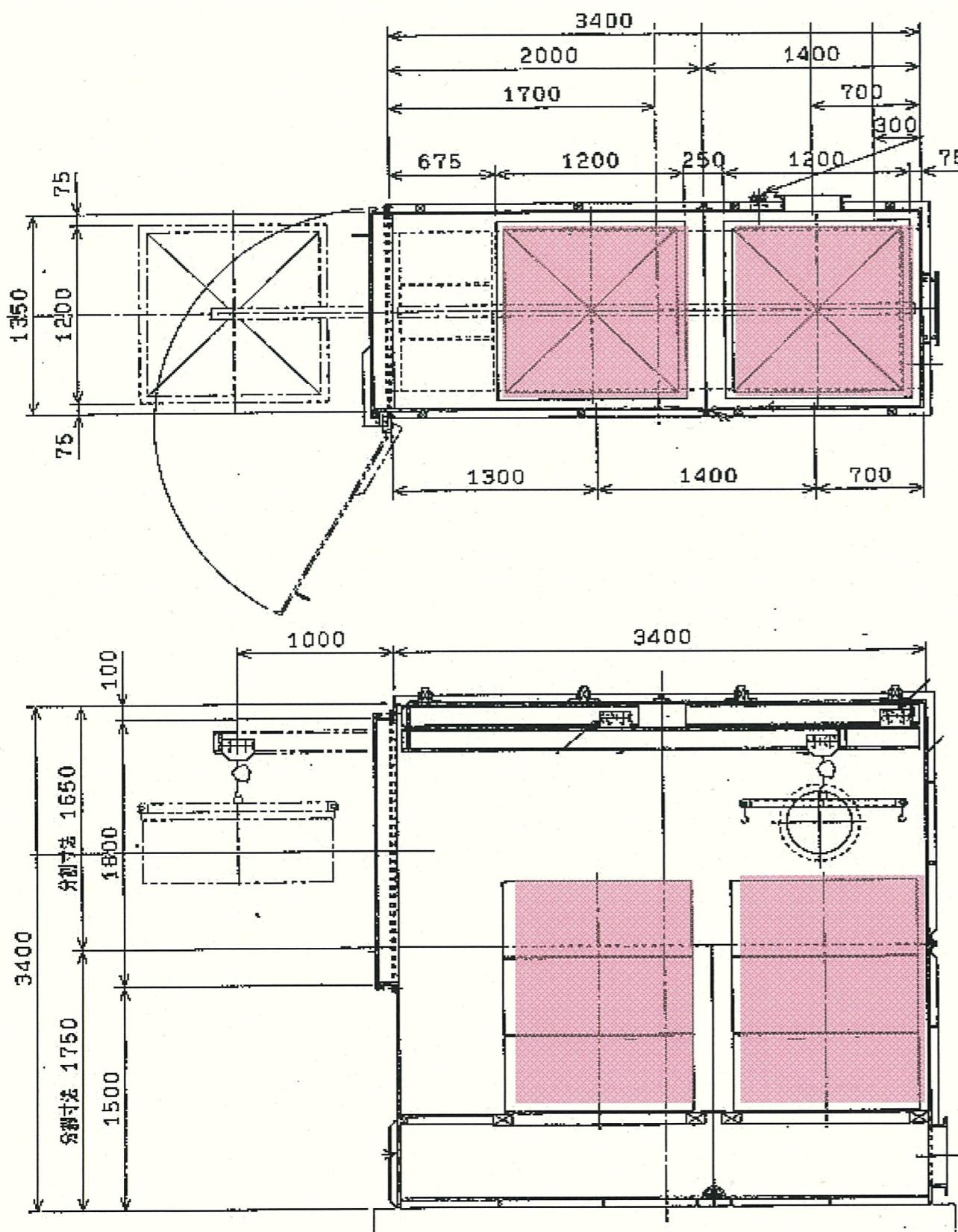
金円也

内訳書1号

東豊田ポンプ場交換工

直接交換費 一式

三



脱臭剤仕様
既設

○カートリッジ平面寸法 1,200mm × 1,200mm

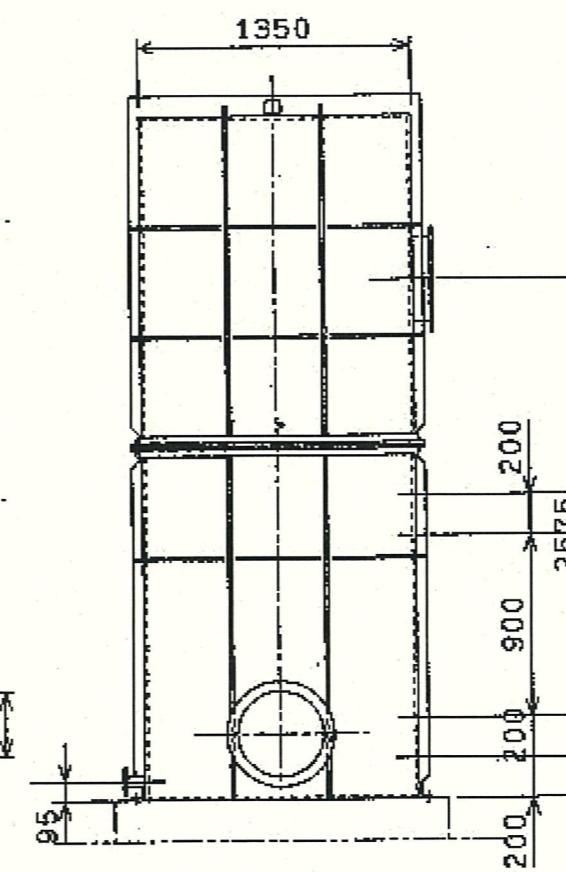
| | カートリッジ数 | 位置 | 充填容量(m ³) | 充填高さ(cm) |
|----------|---------|----|-----------------------|----------|
| 中性ガス用造粒炭 | 2 | 上段 | 1.008 | 35.0 |
| 酸性ガス用造粒炭 | 2 | 中段 | 1.008 | 35.0 |
| | 2 | 下段 | 1.008 | 35.0 |

予備炭

| | カートリッジ数 | 位置 | 充填容量(m ³) | 充填高さ(cm) |
|----------|---------|----|-----------------------|----------|
| 中性ガス用造粒炭 | 2 | 上段 | 1.008 | 35.0 |
| 酸性ガス用造粒炭 | 2 | 中段 | 1.008 | 35.0 |
| | 2 | 下段 | 1.008 | 35.0 |

新炭

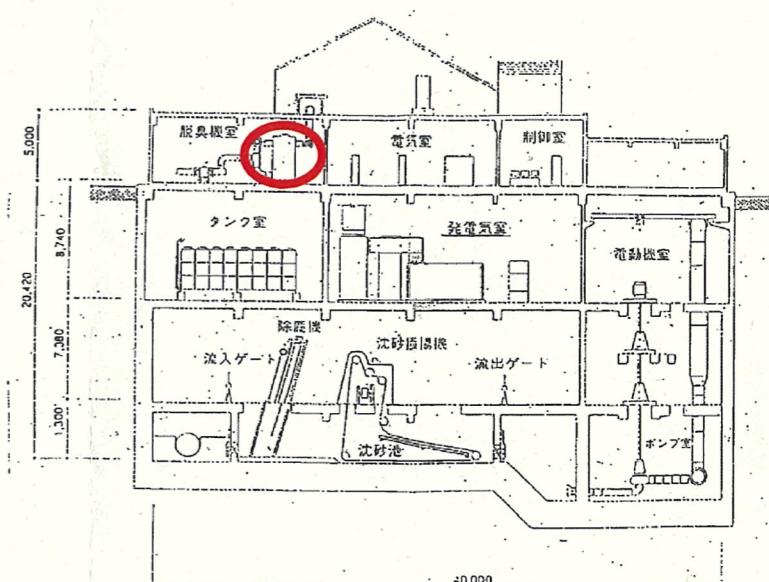
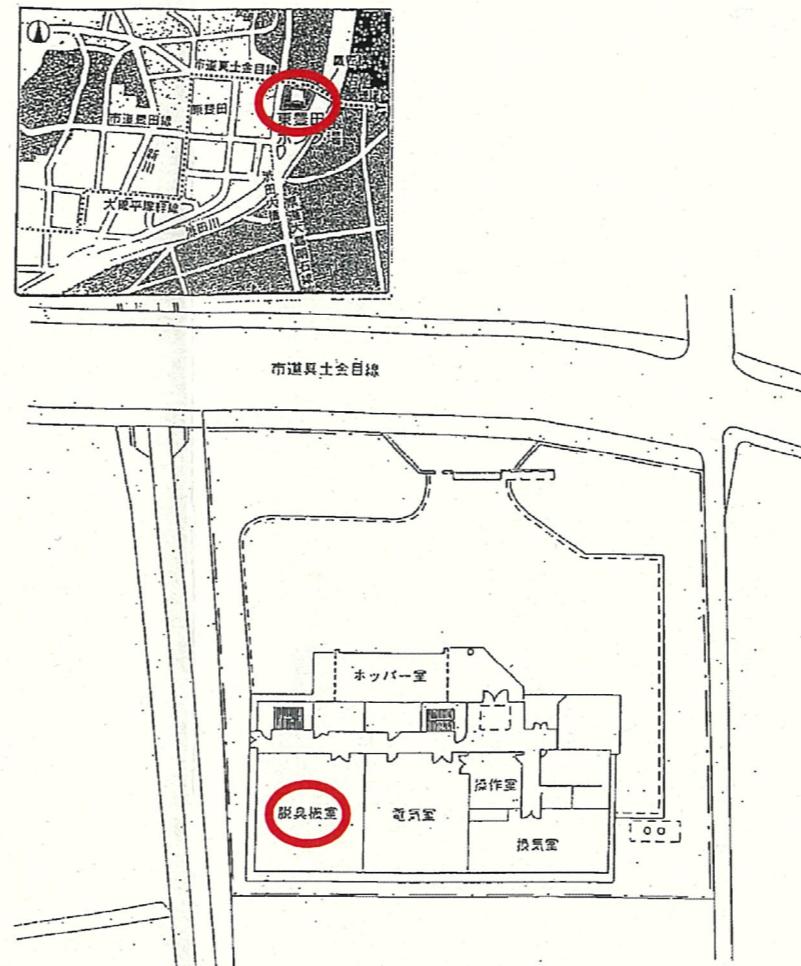
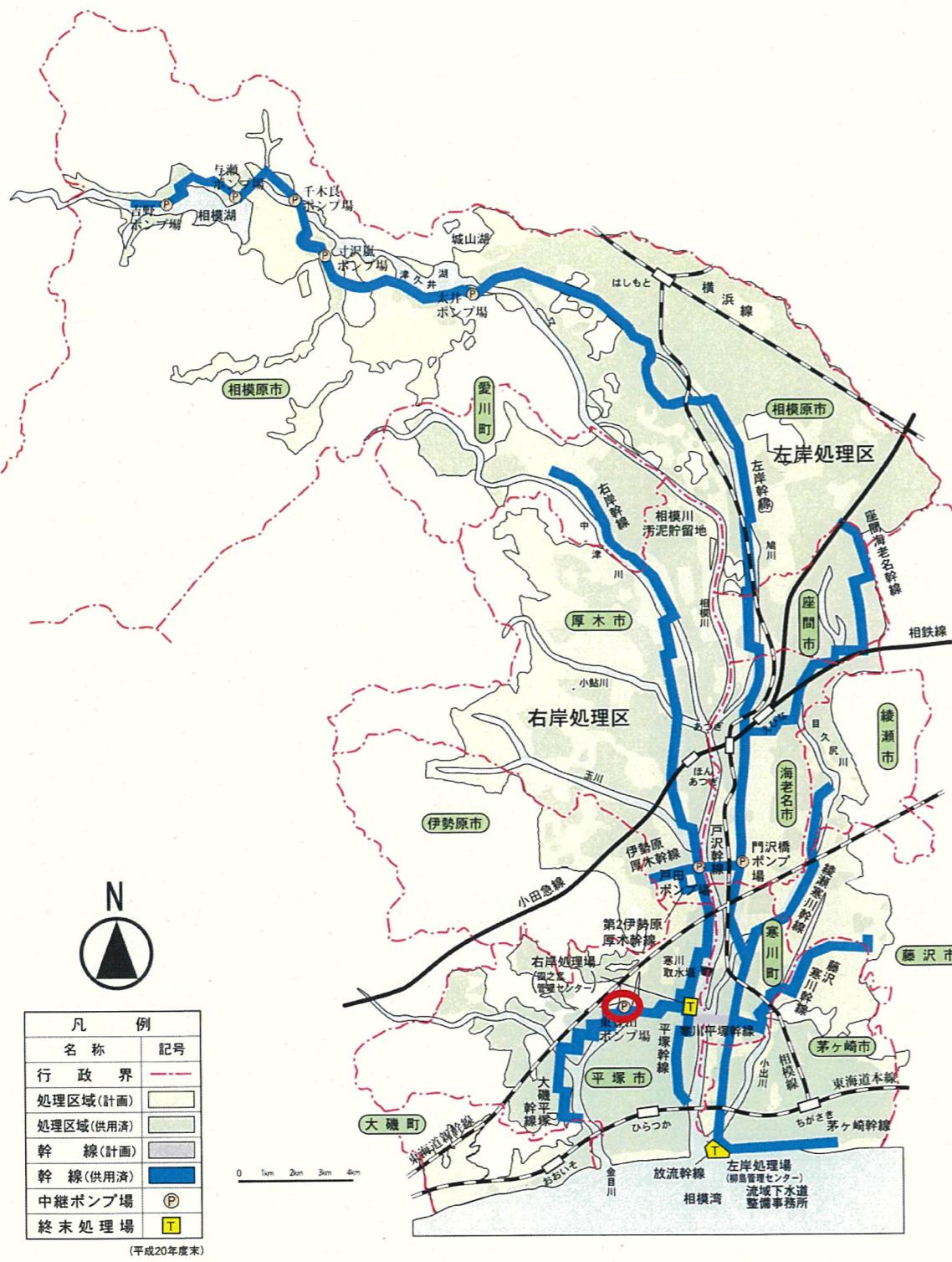
| | カートリッジ数 | 位置 | 充填容量(m ³) | 充填高さ(cm) |
|--------------------------|---------|----|-----------------------|----------|
| 腐植質土壤系脱臭剤(デオペレットHC-301N) | 2 | 上段 | 1.008 | 35.0 |
| 腐植質土壤系脱臭剤(デオペレットHC-201) | 2 | 中段 | 1.008 | 35.0 |
| | 2 | 下段 | 1.008 | 35.0 |



: 施工箇所

| | |
|------------------|-----------------|
| 件名 | 脱臭設備腐植質土壤系脱臭剤交換 |
| 施工場所 | 東豊田ポンプ場 |
| 図面名 | 吸着塔外形図 |
| 図面番号 | 2 |
| 公益財団法人 神奈川県下水道公社 | |

相模川流域下水道 東豊田ポンプ場



○：施工箇所

| | |
|------------------|-----------------|
| 工事名 | 脱臭設備腐植質土壤系脱臭剤交換 |
| 工事場所 | 東豊田ポンプ場 |
| 図面名 | ポンプ場施工位置図 |
| 図面番号 | 1 |
| 公益財団法人 神奈川県下水道公社 | |